

## 魚沼地区障害福祉組合消防計画規程

平成25年9月1日

訓令第6号

魚沼地区障害福祉組合消防計画規程(平成16年魚沼地区障害福祉組合訓令第11号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、消防法(昭和25年法律第44号。以下「法」という。)第8条の規定に基づき、魚沼地区障害福祉組合が管理する魚沼学園及び魚沼更生園(以下、「施設」という。)における火災等の災害の予防及び人命財産の安全確保並びに被害の軽減を図るため、消防計画に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、施設に勤務し又は出入りする全ての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第3条 防火管理者は、園長が指名する者とし、消防計画の実施及び防火管理に関する業務について一切の権限を掌り、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施
- (3) 消防用設備の点検、整備の実施及び立会い
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (5) 避難又は防火上必要な建物及び消防用設備の維持管理
- (6) 利用児者の把握及び安全管理
- (7) 職員に対する防火教育の実施
- (8) その他防火管理上必要な業務

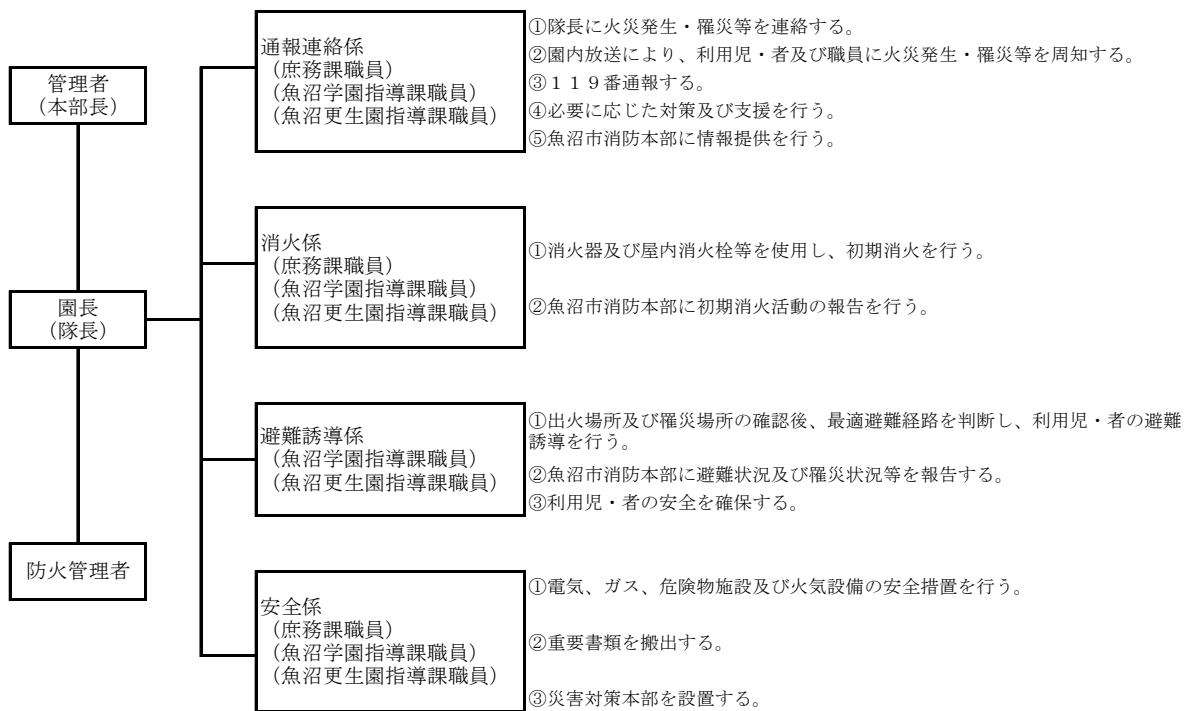
(日常の火気管理)

第4条 防火管理者は、日常における火災予防及び火災発生時における被害の拡大抑制を図るため、次の各号に掲げる業務を行う火気管理担当者を施設区域内に置くものとする。

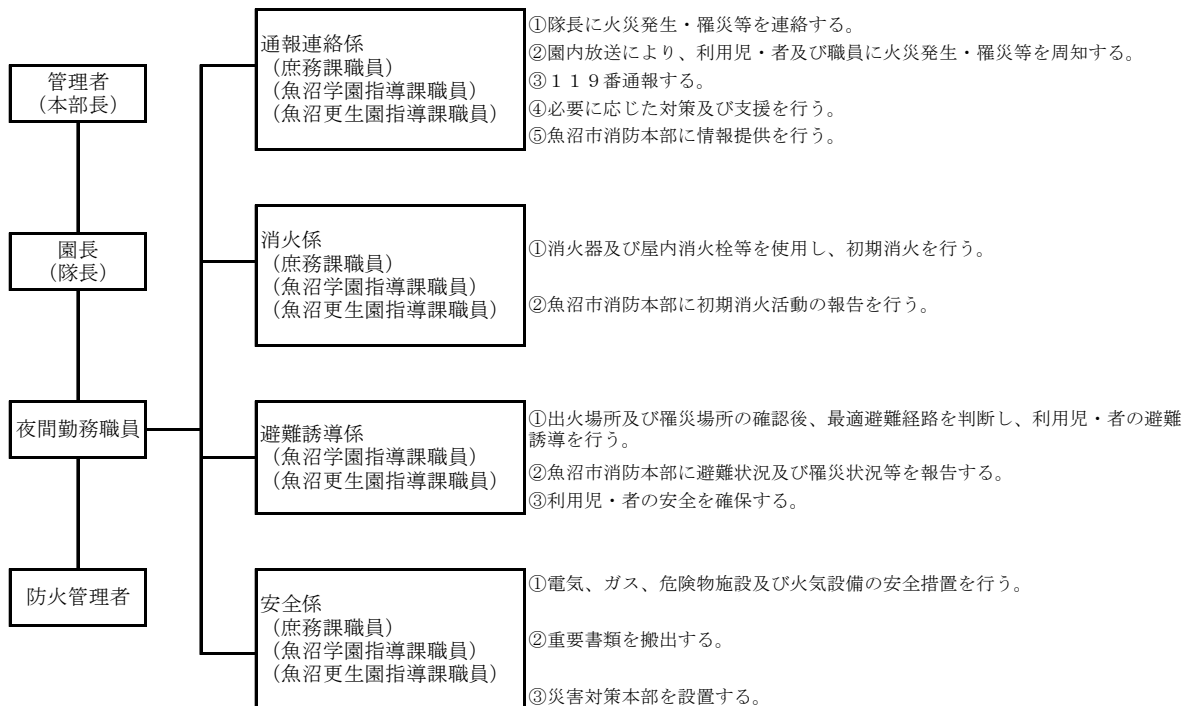
- (1) 火気使用設備器具等の使用前後における点検及び確認並びに周囲の整備整頓
- (2) 消防設備の設置場所の把握及び維持管理
- (3) 避難口、避難通路の確保及び点検
- (4) その他火災予防上必要と認められる業務

(自衛消防隊の編成)

第5条 勤務職員は、園長を隊長とする自衛消防隊を設置し、次のとおり編成する。



2 前項の規定にかかわらず、夜間にあつては、次のとおり編成する。



3 各課長は、前2項についてあらかじめ職員の基本的な編成及び分担等を定めておくものとする。

4 災害発生等の緊急時における職員の連絡体制については、別に定める。

5 災害対策本部は、作業棟に設置する。ただし、火災状況・被災状況に応じて別の位置に設置することができる。

(安全対策会議)

第6条 防火管理者は、安全対策会議を召集し、次の各号に掲げる内容の業務を行う。

- (1) 年間避難訓練計画の策定
- (2) 各月の避難訓練の計画と反省
- (3) 施設内の安全点検の実施
- (4) 防火教育の実施等
- (5) その他必要な事項  
(避難訓練)

第7条 避難訓練は、次の各号に掲げる内容をもって実施する。

- (1) 避難誘導訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 通報訓練
- (4) その他必要な訓練

2 前項の訓練は、年12回以上行うものとする。

(避難経路の確保)

第8条 第5条に規定する避難誘導係に配備する職員は、利用児・者の避難経路を確保するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 階段、廊下、通路等の避難経路に、避難の障害となる物品を排除すること。
- (2) 冬期間における避難経路を確保するため、随時除雪を行うこと。
- (3) 防火戸が正常に作動するように日頃から点検整備を行うとともに、閉鎖障害を排除すること。
- (4) 利用児・者を誘導する避難経路を定めること。

(消防用設備の点検)

第9条 防火管理者は、火災の際に十分にその機能が発揮できるように、次の各号に掲げる消防用設備等の点検を行い、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 点検の種別及び実施期間
  - ア 外観点検 半年ごと
  - イ 作動点検 半年ごと
  - ウ 機能点検 半年ごと
  - エ 総合点検 1年ごと

(2) 消防設備点検の委託

専門の業者に委託する。なお、受託した専門の業者は、点検結果を魚沼市消防本部に報告する。

(震災予防措置)

第10条 火気管理担当者は、地震による災害を予防するため、次の各号に掲げる項目に着目した点検等を行う。

- (1) 建物の倒壊、建物に付随する工作物等の転倒及び陳列物件等の落下の危険性
- (2) 火気使用設備器具の転倒及び落下の危険性並びに安全装置の作動状況
- (3) 危険物品等の転倒及び落下等の危険性
- (4) 地震対策に必要な物品及び設備の整備状況

(自然災害時における編成)

第11条 地震等の自然災害時における編成は、第5条の規定によるほか次の各号に掲げる内容をもって対応する。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたるとともに、人命安全確保を図るための措置を積極的に行う。
- (2) 隊長は、関係防災機関からの情報を積極的に収集する。
- (3) 隊長は、被害状況を放送設備等により、全職員に把握させるとともに、必要な事項を指示する。
- (4) 避難場所は、魚沼更生園南側とする。ただし、災害の状況に応じて避難場所を別に定める。
- (5) 隊長は、避難場所への避難命令及び防災機関への連絡等を判断して行う。隊長不在時においては、勤務職員の上級者が、その責務を行う。
- (6) 前5号のほか、自然災害の時等における職員の編成は、災害の状況に応じて別に定める。

(地震発生後における安全確認)

第12条 火気管理担当者は、地震発生後において、建物内の火気使用設備器具等の安全確認を行い、その内容を防火管理者に報告する。

2 前項において安全が確認されるまでの間は、何人も施設内の火気使用設備器具等を使用してはならない。

(安全点検等)

第13条 全ての職員は、次の各号に掲げる項目について、それぞれ使用の前後における安全点検を行う。

- (1) 建物工作物等の状態
- (2) 電気器具等の状態
- (3) ガス器具等の状態
- (4) 危険器具の有無
- (5) 前4号に係る修理を要する箇所の有無
- (6) 避難通路の状況
- (7) その他

2 前項において異常を確認した場合、職員は、速やかに防火管理者に報告し、改善に向けた処置を講じるものとする。

(防火教育等)

第14条 防火管理者は、次の各号に掲げる内容を全ての職員に指導し、防火意識の啓発を図らなければならない。

- (1) 消防計画に関すること。
- (2) 自衛消防隊における各自の任務及び活動に関すること。
- (3) 利用児・者の人命安全に対する基本事項に関すること。
- (4) 日常の火気管理及び火気使用設備の取扱いに関すること。
- (5) 次に掲げる消防用設備及び機械器具の使用法並びにそれらの機能・効果に関する

こと。

ア 消火設備 消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、自家発電設備及び蓄電池設備

イ 警報設備 自動火災報知機、非常放送設備及び火災通報装置

ウ 避難設備 避難器具(避難はしご)、誘導灯及び誘導標識

エ 防火戸及び排煙設備

(6) 震災対策に関すること。

(7) その他防火管理上必要な事項

2 前項において必要と認められる場合は、魚沼市消防本部及びその他外部機関の指導を仰ぐものとする。

(危険物施設等)

第15条 防火管理者は、施設内における危険物を適正に管理し、災害発生防止に努めるものとする。

(防火管理台帳等)

第16条 防火管理者は、防火管理台帳を作成するとともに、次の各号に掲げる書類を適切に保管する。

(1) 防火管理者選任(解任)届書の副本

(2) 消防計画の副本

(3) 消防関係法令に基づく各種届出書の副本

(4) 消防関係法令に基づく各種記録

(5) 消防用設備等の着工届出書、設置届出書の副本及び完成検査証

(6) 消防用設備点検結果報告書の副本

(7) 消火、通報及び避難訓練の実施結果記録

(8) 安全対策会議記録

(9) 安全点検記録

(10) その他防火管理業務の遂行に際して必要と認められる書類

2 防火管理者は、魚沼市消防本部から防火管理台帳の提示を求められた場合は速やかにこれを提示する。

(工事中の防火管理)

第17条 施設の修繕等に係る工事の請負契約期間中にある場合は、工事請負人と協議し、次の各号に掲げる事項について別に防火管理計画を定めるものとする。

(1) 工事区域における自衛消防組織及び活動範囲に関すること。

(2) 工事区域から出火した場合における消火、通報及び避難に関すること。

(3) 施工中における溶接機、バーナー等の火気使用設備器具、引火性危険物品、喫煙その他の火気の取扱いに関すること。

(4) 工事作業員の監督及び防災教育に関すること。

(5) 使用部分と施工部分との責任区分に関すること。

(6) 緊急時における連絡方法に関すること。

(7) 避難の経路及び方法に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月1日訓令第4号)

この規程は、公布の日からから施行する。